

災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害時の被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びにセブン・イレブン店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、甲と乙とが相互に協力して、災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、消費生活の安定及び物資の供給等に関する事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（1）石狩市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）石狩市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

2 前項の規定による要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。但し、緊急を要する場合は口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。但し、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、セブン・イレブン店舗への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における店頭販売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、掛かる費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第7条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等をセブン・イレブン店舗を通じて来店者等に対し、情報提供するよう努めるものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第8条 甲は、住民の生活安定を確保するため、乙に対してセブン・イレブン店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡体制表(別紙2)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両、及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように、可能な限りの支援をするものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。但し、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、1ヶ月前までに相手方に書面により申し入れることにより、この協定を終了することができる。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年6月30日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市長 田岡克介

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 古屋一樹

物資発注書

年 月 日

株式会社セブン - イレブン・ジャパン御中

石 狩 市 長

「災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書」第 2 条に基づき、
下記の通り要請します。

電 話 等 連 絡 日 時	年 月 日 時 分		
要 請 す る 物 資 の 種 類 ・ 数 量	品 目	数 量	単 位
搬 入 先	所在地		
	名 称 電話		
	現地担当者名		
搬 入 希 望 日 時	年 月 日 時 分		
連 絡 担 当 者	電話		
備 考			

別表（第3条関係）

分 類		品 目 名
食 料 品	主食・副食	パン類（食パン、菓子パン）、弁当、おにぎり、レトルト食品、缶詰、カップ麺、インスタント食品
飲 料 品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	緑茶、ウーロン茶
	その他	牛乳、ジュース類
生 活 物 資	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、 タオル、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、 マスク、生理用品、カイロ、 乾電池、粘着テープ、軍手、ライター、 使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、 洗剤、傘、雨具 等	